

平成 27 年 6 月 23 日

仙台市教育委員会

教育長 大越 裕光 殿

仙台市いじめ問題専門委員会

委員長 本図 愛実

答 申

平成 26 年 11 月 25 日付で本委員会に諮問された事項について、次のように答申する。

なお、本答申において、当該生徒を X と表記する。

1. 自死に至るまでの事実関係の調査

別添資料 1 のとおり。ここでは項目および概要を記載する。

(1) 調査方法について

① 方法採用の理由

ご遺族の意向をふまえて、初期段階における全校アンケート調査は採用しないことにし、X の在籍中学校による基本調査について、聴き取り調査により精査することとした。対象者は、ご遺族、ご遺族から事情を知る者として名前を挙げられた生徒（以下、関係生徒）、当該中学校管理職、担任、生徒指導主事、部活動顧問、学校による基本調査実施に関わった当該中学校全教職員とした。

関係生徒と、上記当該中学校教職員に対する聴き取り調査を通して、全校アンケート調査及び他の特定生徒を対象とする聴き取り調査を行うかどうかを検討した。その結果、学校による基本調査において示されたこと以上に、本委員会の審議に重大な影響を及ぼす事実が得られるとは考えられず、またご遺族の非公表を望むご意向との比較考量からも、それらの調査は実施しないこととした。

他に、出身小学校管理職、X が 6 年生時の担任及び教育委員会に対して聴き取り調査を行った。加えて、関係生徒保護者から調査方法について意見書が提出されたため趣旨を確認する機会を設けた。なお、関係生徒保護者は、本委員会による関係生徒聴き取り調査に同席した。

以上の方法は、本委員会が入手し直接再検討することができる信頼性と妥当性の高い情報を基にするという方針のもとに採用されている。自死行為を行った場所は [] 翌日の登校を控えての時間帯であった。遺書はなく、X の自死直前の言動等は、ご遺族が学校に話したことを基にご遺族に聴き取り調査を行うに留まっている。

② 調査実施日等

平成 26 年 11 月～平成 27 年 6 月

(2) X について

① 人柄

関係者からの聴き取り調査では、温厚で優しく、いつもにこにしていたという回答が多かった。思っていることを口にだす方ではなく、感受性が強い方であるとも見受けられた。小学校 4 年生の時、X を含む一部の児童に震災の心理的影響が心配されたため、小学校では、震災の話をしないなどの配慮をしていた。

小学校では明るい子どもであったが、中学校ではどちらかというと控えめな感じであった。

② 学校生活

i 出席状況

中学校に入学後、5月から登校をしぶり、休みがちになった。

ii 生活および学習の様子（別添資料1）

iii Xをとりまく友人および学級の状況について

同学年の2名の生徒と行動をともにすることが多いが、5～6人のグループで遊ぶことが多かった。中学生になってテレビゲームに熱中するようになり、友人とはゲームについての会話も多かった。学級内では集団で一人をからかうことが多々あり、Xがからかわれる対象になることも多かった。

（3）中学校入学後から自死行為に至る日まで

友人たちとの間で種々の出来事があり、それらのうち下記の出来事については本答申に深く関わる。以下に概要を示す。これらのうち、a、cの2件については、当該中学校が作成した、学校事故記録においても記載されている。

- a. 5月に、掃除の時間に友人たちがXをからかう場面があり、Xは泣きだした。泣いている様子を教員が見たことを契機として、学校では関係生徒を集め、Xに謝る場を設けた。
- b. 6月に、学級の生徒たちが加入するLINEにXとアイドルグループを合成した画像が流された。学校は自死後にこの事実を把握したため対応していない。
- c. 7月に、██████████に友人グループで遊びに行った際、隠れる者がいたため、Xが一人になった場面があった。Xの保護者からの連絡を契機として、学校では関係生徒を集め、Xに謝る場を設けた。
- d. 7月、上記cの件を受け、生徒指導を行うため██████████集会が開かれたが、Xは欠席していた。その後登校した際に「チクった」と友人らから言われた。学校は、本件についてXの保護者から連絡を受けたが、担当者間で共有されず、対応もされなかった。
- e. ██████████集会後および夏休み明け、「変態」「寝ぐせがひどい」等、複数名からからかわれることがあった。Xの困惑の度合いは非常に高くなり、保護者に訴えていた。学校は、保護者から本件について連絡を受けたが、登校したX本人に大丈夫かと質問し、本人が大丈夫と答えたのでそれで良とした。

2. 自死の原因と背景、いじめとの関連性の分析

学校事故記録に記載されている上記a、c2件のトラブルを中心に、継続性のあるからかい等の行為があり、a～eの件による累積性がみられる。ただし、他の生徒間にも同様のからかい等の行為があり、Xだけを意図的に対象とするといった、過度の集中性は認められない。それらの出来事及び学校の対応と自死については、関連性があると考えられる。

3. 学校及び教育委員会による対応の検証

自死後の学校の対応については別添資料2、教育委員会については別添資料3のとおりである。

（1）自死に至るまで

A. 学校の対応について

教職員は全般に真摯に生徒指導に取組んでいたと評価できる。しかし、Xの件以上に注意を要する生徒間トラブルがあり、Xをとりまく状況はそれらと相対化して捉えられていた。今日の教職員がおかれる多忙のなかでは、優先順位をつけて生徒指導問題に対応することはやむを得ない面がある。しかし、以下5点の問題点があるといえる。

- ① Xと友人との問題について、事前に対応方針を保護者と協議・説明せず、対応後も、注意深く経過を見守るといった措置をとらなかった。また、学年としての協働に欠けた。

友人への指導は報復の契機となる可能性があること等を踏まえ、学校は対応方針を決める前に本人、保護者と協議し、方針が決まった後もその内容を保護者に説明すべきであるが、そのような対応は取られなかった。特に、cの件を含む生徒指導のために█████集会を開催することについて、Xと保護者に知らせなかった。Xは、集会の当日欠席し、ようやく登校できるようになった際に、「チクった」と友だちから言われ、自分のことで█████集会があつたことを察したと考えられる。その困惑は相当なものであったと推測される。

また、上記a、cの件につき、指導により状況が好転したか及び報復はないか等を積極的にX及び保護者に確認すべきであったにもかかわらず、確認をせず、謝罪又は█████集会を開いたことで事案が解決したと捉える向きがあった。

- ② 指導を受けた友人及び保護者らと情報を共有し事態を確認する体制が作られていなかった。

上記a、cの件について指導を受けた友人の一部の保護者は連絡を受けておらず、家庭で事情を共有することができなかった。また、指導を受けた友人の保護者に連絡をしたかどうかは指導に関与した教職員間で曖昧になっていた。

- ③ Xが感じていた、からかい等の累積による苦痛等の心情を酌み取れていなかった。

「夏休み明けにからかいがひどくなった」という保護者の訴えに、特段の対応をしなかった。

また、Xがいじめ調査アンケートを、7月、9月と2回提出していないことも看過されていた。

X本人からではなく、保護者から情報が寄せられている点に着目し、本人が学校による解決に失望していないか特段の注意を要したにもかかわらず、そうした注意も払われなかった。

X本人に大丈夫かと尋ね、大丈夫と回答があった際、X本人の真意を慎重に確認すべきであったにもかかわらず、確認しなかった。

Xの保護者から「チクった」と言わされたという情報を寄せられた時点で、これまでの指導が功を奏しておらず、本人が深刻な苦痛を感じている可能性があるにもかかわらず、迅速な対応が取られなかった。

- ④ 管理職等による、事案対応についてのダブルチェックは行われなかった。

学年の枠をこえて生徒を育てる、地域とともに子どもを育てるといった「開かれた学校づくり」に課題があることも背景にあり、学年ごとに問題を処理しようとする傾向が強かつた。そのため、学年担当者が「小さな」問題と考えた事案については、学校として対応できる態勢になかった。また、学年の対応が適切であるか、管理職による点検や指導は行われなかった。

- ⑤ スクールカウンセラー、養護教諭等を活用した多面的な教育相談を日常的に行っていなかった。Xが欠席しがちであったことについて懸念を抱きつつも、また上述a、cの件といった学校生活上のトラブルがあつたにもかかわらず、養護教諭やスクールカウンセラーとともに共有することを通じて問題を改善しようとする試みがなされなかつた。特に、スクールカウンセラーと協議（コンサルテーション）を行うことや、状況を見極めた上で生徒を支えるための今後の方針を考えること（アセスメント）を依頼しなかつた。このことは、上記①、②、③および④との間で悪循環を生じさせた。

B. 教育委員会の対応について

平成25年6月のいじめ防止対策推進法の制定後、「仙台市いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題専門委員会を設置し、法の趣旨を盛り込んだ「いじめ防止マニュアル」の全校配布なども行っていた。全市立学校児童生徒を対象とするいじめ悉皆調査も平成25年11月に行い、適切な対応であったといえる。ただし、「いじめ防止マニュアル」に基づく学校教育計画の見直しの徹底を図つていなかつた。とはいって、「地域とともに歩む学校」を教育振興基本計画に示し、仙台自分づくり教育、協働型学校評価などの具体的な施策も実施するなど健全な学校教育の基盤づくりに尽力していた。阪神・淡路大震災後に生徒指導問題が増加したことなどの情報収集を行うなど、震災後の生徒指導対応についても種々の取組を行つていた。

(2) 自死の後

A. 学校の対応について

学校管理下でおきた事案と捉え迅速であり、基本調査の進め方はおおむね適切であつた。突然我が子を亡くしたご遺族の気持ちをふまえた対応をしようと努力した。しかし、以下の問題を指摘することができる。

- ① 関係生徒の協力を得ながら迅速に関係生徒から聴き取りを行つたが、スクールカウンセラー等との連携による心的負荷の軽減（保護者同席など）について配慮が不十分であり、関係生徒保護者に不信感を生むことになつた。
- ② 基本調査の内容を概要として早急にまとめあげ、ご遺族に提示したことは、学校聴き取り調査に協力した生徒たちの発言のニュアンスが軽視される恐れを生じさせた。
- ③ 教育者としての誠意から、自死後、ご遺族と②に記載された行為を行つた生徒の保護者との間ににおいて、「和解」の仲立ちと取られかねない対応をとつた。

B. 教育委員会の対応について

学校が責任回避の対応とならないように学校と一体になり事後対応にあたつた。幹部がご遺族の気持ちに寄り添い通夜に参列するなど、教育者としての対応がみられた。しかし、いじめ防止対策推進法制定後、市として初の事案となつたこともあり、以下の点について、今後の対応改善が望まれる。

- ① 基本調査の進め方について、ご遺族を含む調査協力者への適切な対応を示すなど、基本マニュアル等を整備し、学校を支援すること

4. 再発防止に向けた提言

学校および教育委員会はXの自死を防げなかつたことを深く受け止め、全市をあげて、考えうる再発防止策について、真摯に、かつ継続的に実施する必要がある。具体的には以下の点である。

- ① 各学校は、「見て分かる いじめ防止マニュアル」に基づき、学校教育計画を見直すこと
- ② 各学校は、生徒指導問題について、具体的な事例を用いながら、チーム対応の確認、スクールカウンセラーの活用に関する研修を年度当初に行うこと
特に研修においては、震災、テレビゲーム、スマートフォン等の影響を含む、発達段階をふまえた子どもの深層心理に対する理解を含むこと
- ③ 各学校は、いのちの尊さを考える授業や活動を一学期の早い段階から行うこと
- ④ 各学校は、児童生徒に対し、教員以外の相談者や相談機関が存在することを複数回周知すること
- ⑤ 各学校は、保護者に対し、教員以外の相談者や相談機関が存在することやそれらの有効性を保護者説明会などの機会を利用して直接周知すること
- ⑥ 教育委員会は、全市的な研修や協議を行うなどの方法により、校内研修の実施内容を点検し、充実を図ること
- ⑦ 教育委員会は、管理職候補者を含め、管理職の学校危機管理能力の伸長を図る施策を行うこと
- ⑧ 教育委員会は、各学校の教職員が信頼し合い協働して教育活動にあたることができるように、人的配置、環境整備をさらに充実させること
- ⑨ 教育委員会は、小中学校の9年間の体系的な学びが推進されることを視野に、地域から協力が得られにくい学校について、支援し改善を図ること
- ⑩ 教育委員会は、スクールカウンセラーについて、中学校区に複数名配置するなど、小学校と中学校が活用や情報について共有できるような在り方を検討すること
- ⑪ 教育委員会は、今後もより一層、「地域とともに歩む学校」を推進し、子どもたちの学ぶ意欲を高め、成長することの社会的意義を実感できるように、仙台自分づくり教育や学力向上等に取組み、その成果を市民に周知すること
- ⑫ 教育委員会は、重大事案が学校で発生した場合に、影響を受ける可能性のある者に対する多面的な心的配慮や介入（ポストベンションなど）について、学校が適切に実施できるように支援すること

付記

将来があったはずの尊い命がわずか十年余りで終わりを迎えたことは筆舌につくしがたい。ご遺族の心痛は測り難いものがある。一方、本委員会が精査の対象とした、学校による基本調査に協力した生徒および保護者は、Xの死を心から悼むとともに再発防止を願い調査に協力した。今後、ご遺族、関係生徒とその保護者の人権が侵害されることのないように、各位におかれでは格段の配慮をお願いしたい。

別添資料1 「自死に至るまでの事実関係の調査」

別添資料2 「事案発生直後の学校の対応状況（概要）」

別添資料3 「事案発生直後の教育委員会の対応状況（概要）」

別添資料4 「いじめ問題専門委員会による学校職員からの聴き取りについて」